

最低賃金の現状

平成22年3月8日

労働基準局
労働者生活部
労働者生活課

最低賃金制度の概要

制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度
- パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用。
※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

最低賃金の種類

- ① 地域別最低賃金
 - 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
(平成21年度は、設定件数47件、適用労働者数約5,000万人、加重平均時間額713円)
- ② 特定（産業別）最低賃金
 - 原則、都道府県内の特定の産業について決定。
関係労使の申出により、労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。
※ 主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、一般機械器具製造業、鉄鋼業等
(平成21年度は、設定件数250件、適用労働者数約382万人、加重平均時間額789円)

最低賃金額の改定

- 地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。
- 特定（産業別）最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

地域別最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、地域における
 - ① 労働者の生計費、
 - ② 労働者の賃金、
 - ③ 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされている。
- ①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金の効力

① 刑事的効力

○ 最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金。

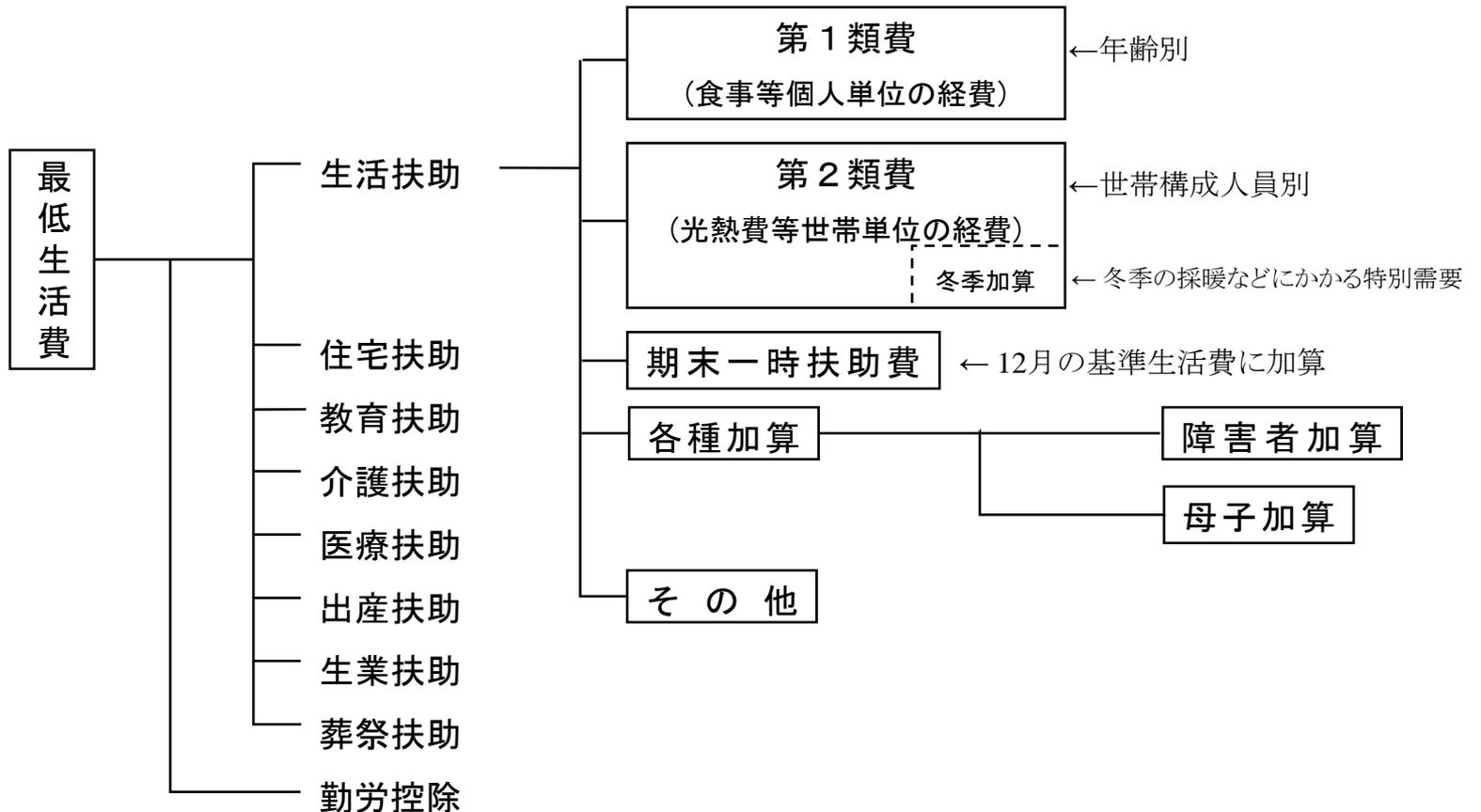
※ 特定（産業別）最低賃金の不払いについては最低賃金法の罰則は適用されないが、労働基準法の賃金全額払違反の罰則（30万円以下の罰金）が適用。

② 民事的効力

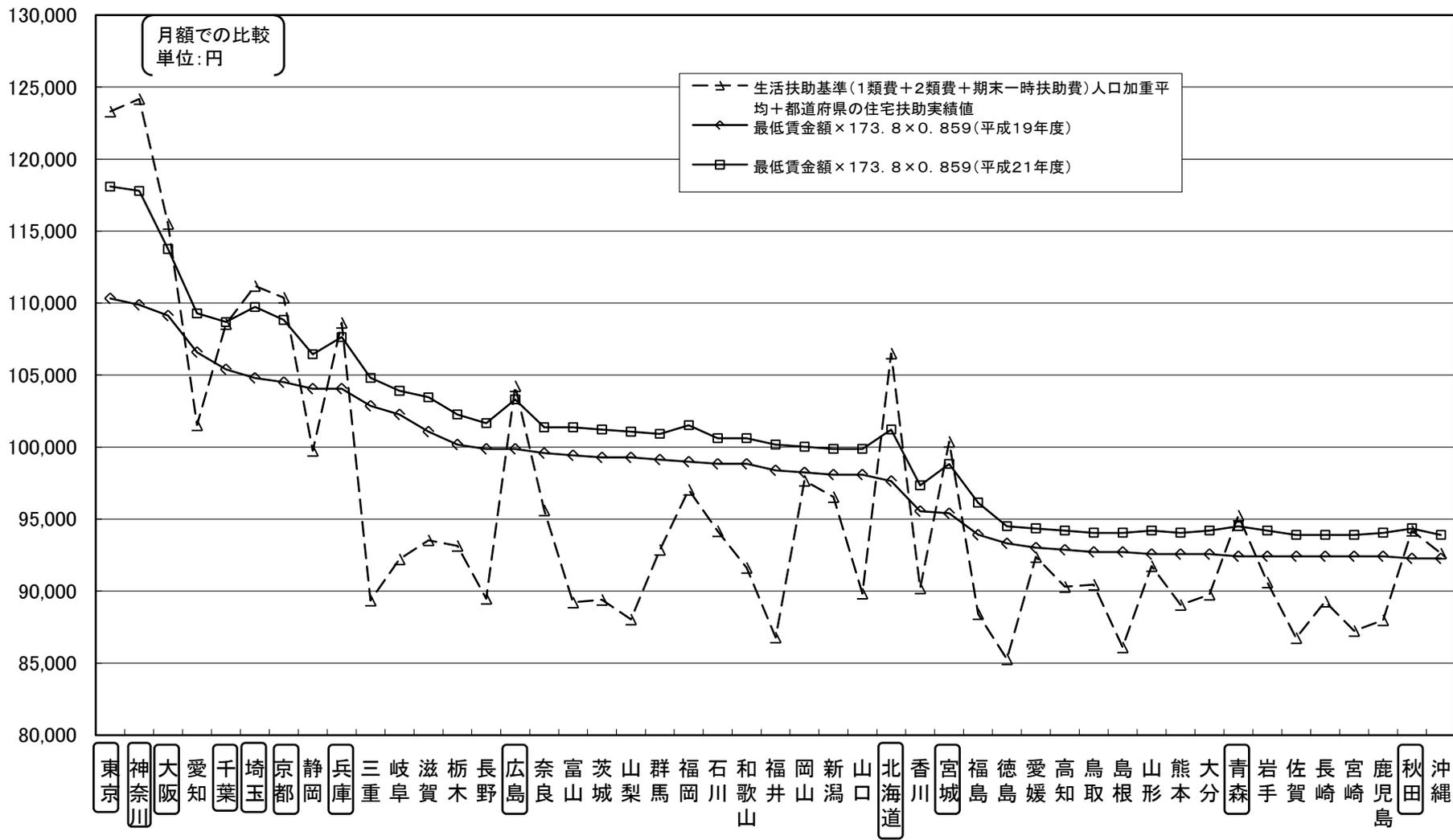
○ 最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

生活保護制度の概要

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護と最低賃金の比較



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

注2)生活扶助基準は冬期加算を含めて算出。

注3)データは平成19年度のもの。

注4)0.859は時間額618円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

地域別最低賃金額の年次推移(全国加重平均)

改定年度	最低賃金額(円)	対前年度引上げ額(円)
平成11年度	654	5
平成12年度	659	5
平成13年度	663	4
平成14年度	663	0
平成15年度	664	1
平成16年度	665	1
平成17年度	668	3
平成18年度	673	5
平成19年度	687	14
平成20年度	703	16
平成21年度	713	10

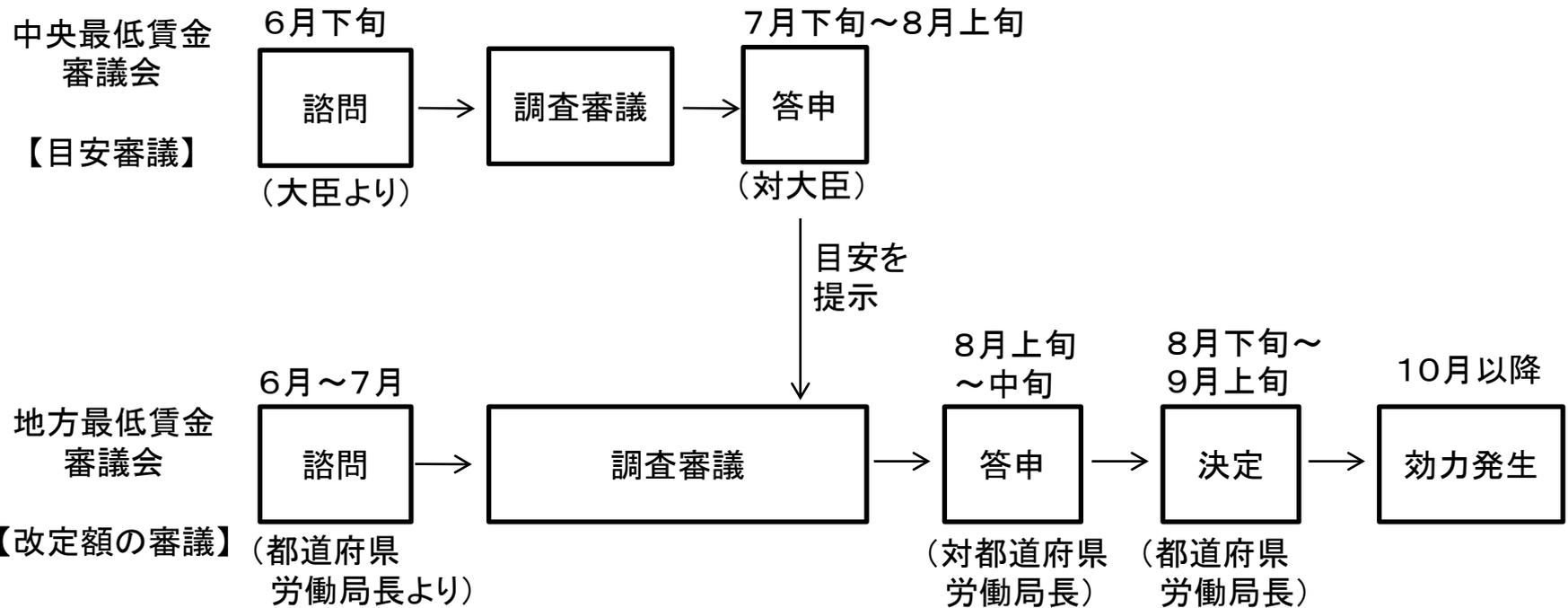
平成21年度地域別最低賃金の改定状況

都道府県	最低賃金時間額 【円】	引上げ額【円】	発効年月日	都道府県	最低賃金時間額 【円】	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	678 (667)	11	平成21年10月10日	三重	702 (701)	1	平成21年10月1日
青森	633 (630)	3	平成21年10月1日	滋賀	693 (691)	2	平成21年10月1日
岩手	631 (628)	3	平成21年10月4日	京都	729 (717)	12	平成21年10月17日
宮城	662 (653)	9	平成21年10月24日	大阪	762 (748)	14	平成21年9月30日
秋田	632 (629)	3	平成21年10月1日	兵庫	721 (712)	9	平成21年10月8日
山形	631 (629)	2	平成21年10月18日	奈良	679 (678)	1	平成21年10月17日
福島	644 (641)	3	平成21年10月18日	和歌山	674 (673)	1	平成21年10月31日
茨城	678 (676)	2	平成21年10月8日	鳥取	630 (629)	1	平成21年10月8日
栃木	685 (683)	2	平成21年10月1日	島根	630 (629)	1	平成21年10月4日
群馬	676 (675)	1	平成21年10月4日	岡山	670 (669)	1	平成21年10月8日
埼玉	735 (722)	13	平成21年10月17日	広島	692 (683)	9	平成21年10月8日
千葉	728 (723)	5	平成21年10月3日	山口	669 (668)	1	平成21年10月4日
東京	791 (766)	25	平成21年10月1日	徳島	633 (632)	1	平成21年10月1日
神奈川	789 (766)	23	平成21年10月25日	香川	652 (651)	1	平成21年10月1日
新潟	669 (669)	0	平成20年10月26日(※)	愛媛	632 (631)	1	平成21年10月1日
富山	679 (677)	2	平成21年10月18日	高知	631 (630)	1	平成21年10月1日
石川	674 (673)	1	平成21年10月10日	福岡	680 (675)	5	平成21年10月16日
福井	671 (670)	1	平成21年10月1日	佐賀	629 (628)	1	平成21年10月1日
山梨	677 (676)	1	平成21年10月1日	長崎	629 (628)	1	平成21年10月10日
長野	681 (680)	1	平成21年10月1日	熊本	630 (628)	2	平成21年10月18日
岐阜	696 (696)	0	平成20年10月19日(※)	大分	631 (630)	1	平成21年10月1日
静岡	713 (711)	2	平成21年10月26日	宮崎	629 (627)	2	平成21年10月14日
愛知	732 (731)	1	平成21年10月11日	鹿児島	630 (627)	3	平成21年10月14日
				沖縄	629 (627)	2	平成21年10月18日

※ 括弧書きは、平成20年度地域別最低賃金額

※ 新潟と岐阜は、前年度と同額

地域別最低賃金引上げ額の決定手順



連立政権合意、各党のマニフェスト等の概要

連立政権合意

- 雇用保険の全ての労働者への適用、最低賃金の引き上げを進める。

各党のマニフェスト等の概要

政党	マニフェスト等の概要
民主党	<ul style="list-style-type: none">○ 貧困の実態調査を行い、対策を講じる。○ 最低賃金の原則を「労働者とその家族を支える生計費」とする。○ 全ての労働者に適用される「全国最低賃金」を設定（800円を想定）する。○ 景気状況に配慮しつつ、最低賃金の全国平均1000円を目指す。○ 中小企業における円滑な実施を図るための財政上・金融上の措置を実施する。
社民党	<ul style="list-style-type: none">○ 最低賃金を時給1000円以上へ引き上げ、ワーキングプアをなくします。

「中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム」 の設置等について

趣旨

最低賃金の引上げについて主導的な役割を果たす厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）で「検討チーム」を設置し、以下の事項について検討を行う。

- 最低賃金の引上げの課題等の調査の進め方
- 最低賃金引上げの当たっての中小企業支援策のあり方
- 最低賃金引上げが経済や雇用に及ぼす影響 等

メンバー

- 厚生労働省
細川副大臣、労働基準局長、労働基準局勤労者生活部長 等
- 経済産業省
増子副大臣、中小企業庁長官、中小企業庁事業環境部長、経済産業政策局審議官 等

適宜、両省の関係部局長が参加

「検討チーム」の下に、両省の事務方をメンバーとするワーキンググループを設置

参考

平成22年度予算案において、最低賃金の引上げによって影響を受けると考えられる地域や業種について、賃金実態の調査、最低賃金引上げのための課題等の検討を行うための経費を計上（約1億円）。

検討チーム等の今後のスケジュール

中小企業支援等の最低賃金引上げ対策検討チーム

1月28日
第1回検討チーム

検討の要請

ワーキング・グループ

3月中
第2回検討チーム

検討結果
の報告

当面は、平成22年4月から最低賃金引上げの課題等の調査の進め方について検討を行う。

最低賃金引上げの課題等の調査

4月以降

中央最低賃金審議会

概算要求

6月下旬
諮問
(地域別最低賃金の
引上げの目安)

7月下旬
~8月上旬
答申

8月末

主要
スケ
ジ
ユ
ー
ル

賃金(時間額)が800円未満の労働者数及び割合 (就業形態別・企業規模別)

企業規模	就業形態計		一般労働者		短時間労働者(パート等)	
	時間額800円未満の労働者数(人)	全体に占める割合(%)	時間額800円未満の労働者数(人)	全体に占める割合(%)	時間額800円未満の労働者数(人)	全体に占める割合(%)
5-9人	222,774 人	16.0 %	104,467 人	10.0 %	118,307 人	34.1 %
10-29人	560,580 人	14.7 %	220,023 人	7.6 %	340,557 人	36.5 %
30-99人	517,289 人	10.5 %	231,400 人	5.8 %	285,889 人	30.1 %
100人-	1,250,327 人	6.6 %	382,372 人	2.6 %	867,955 人	20.5 %
合計	2,550,970 人	8.8 %	938,262 人	4.2 %	1,612,708 人	24.9 %

(注)厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」の個票から、独立行政法人労働政策研究・研修機構において独自に集計を行ったもの。

※賃金構造基本統計調査は事業所規模5人以上を対象としており、対象労働者数は約2,900万人(最低賃金が適用となる労働者数は約5,000万人)

賃金(時間額)が800円未満の労働者数及び割合(地域別)

影響率の高い都道府県

影響率の低い都道府県

就業形態計			
順位	都道府県	影響率	有効求人倍率
		%	
1	沖縄	32.4	0.29
2	宮崎	24.2	0.37
3	青森	23.7	0.29
4	長崎	22.5	0.41
5	秋田	21.6	0.33
6	熊本	21.6	0.39
7	鹿児島	21.1	0.37
8	岩手	20.8	0.34
9	佐賀	20.6	0.43
10	北海道	19.2	0.41

一般労働者			
順位	都道府県	影響率	有効求人倍率
		%	
1	沖縄	18.7	0.29
2	青森	16.3	0.29
3	宮崎	14.3	0.37
4	秋田	13.5	0.33
5	岩手	12.7	0.34
6	長崎	12.4	0.41
7	佐賀	11.4	0.43
8	熊本	10.5	0.39
9	大分	9.9	0.43
10	山形	9.8	0.37

短時間労働者 (パート等)			
順位	都道府県	影響率	有効求人倍率
		%	
1	沖縄	74.7	0.29
2	鹿児島	65.7	0.37
3	秋田	63.2	0.33
4	宮崎	60.4	0.37
5	岩手	59.1	0.34
6	青森	57.5	0.29
7	熊本	57.5	0.39
8	佐賀	56.2	0.43
9	北海道	53.9	0.41
10	長崎	53.7	0.41

就業形態計			
順位	都道府県	影響率	有効求人倍率
		%	
1	東京	1.3	0.57
2	大阪	3.4	0.47
3	神奈川	3.9	0.37
4	愛知	4.2	0.51
5	千葉	4.9	0.41
6	埼玉	5.1	0.37
7	静岡	6.0	0.40
8	茨城	7.4	0.39
9	兵庫	7.4	0.44
10	群馬	7.5	0.54

一般労働者			
順位	都道府県	影響率	有効求人倍率
		%	
1	東京	0.7	0.57
2	大阪	1.2	0.47
3	愛知	1.2	0.51
4	神奈川	1.5	0.37
5	埼玉	2.1	0.37
6	千葉	2.4	0.41
7	滋賀	2.5	0.38
8	群馬	2.8	0.54
9	静岡	2.8	0.40
10	三重	3.0	0.45

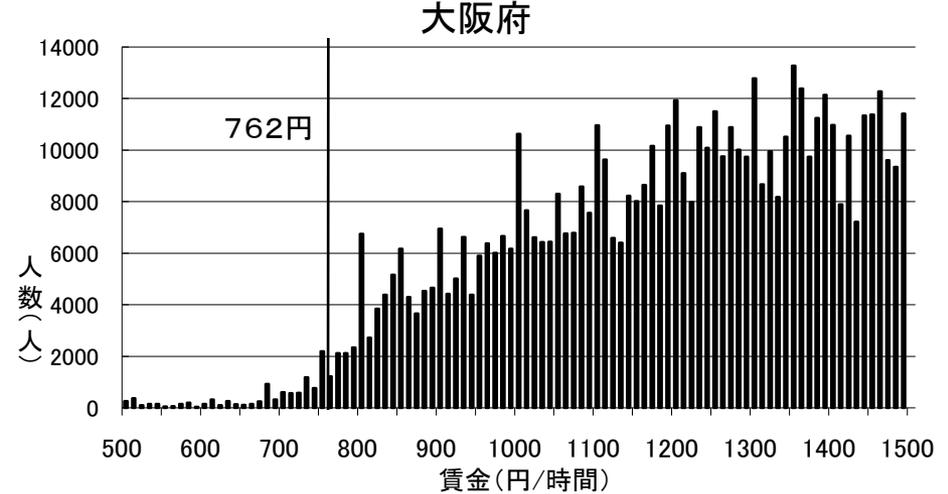
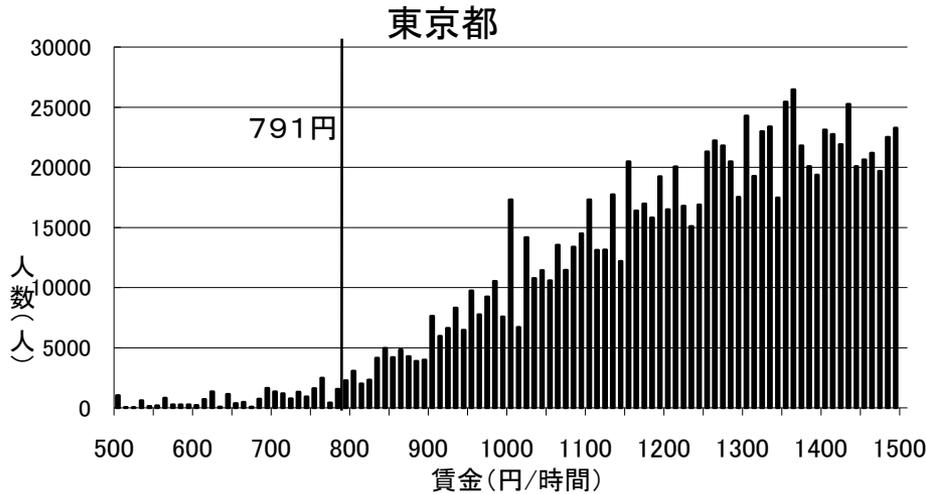
短時間労働者 (パート等)			
順位	都道府県	影響率	有効求人倍率
		%	
1	東京	4.1	0.57
2	神奈川	9.8	0.37
3	千葉	10.2	0.41
4	大阪	11.9	0.47
5	埼玉	12.4	0.37
6	愛知	13.8	0.51
7	京都	15.6	0.51
8	兵庫	18.0	0.44
9	静岡	19.7	0.40
10	山梨	24.8	0.43

(注1)厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」特別集計より算出。

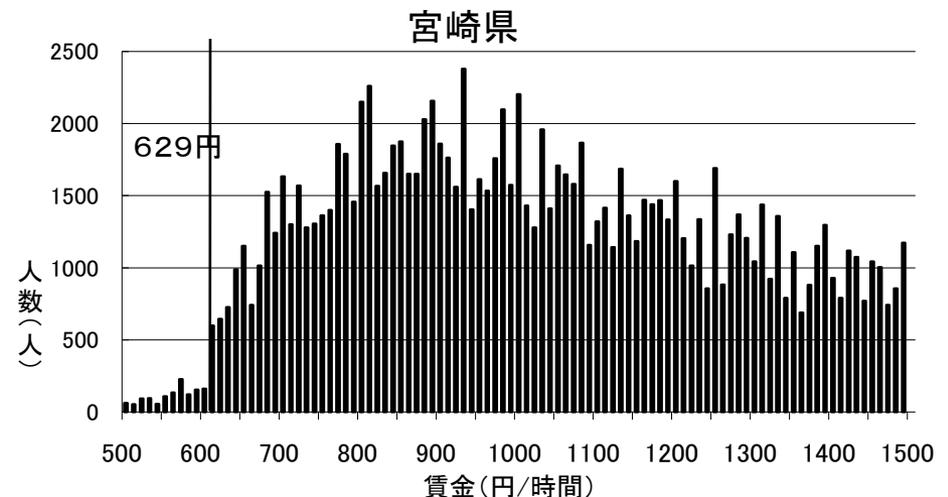
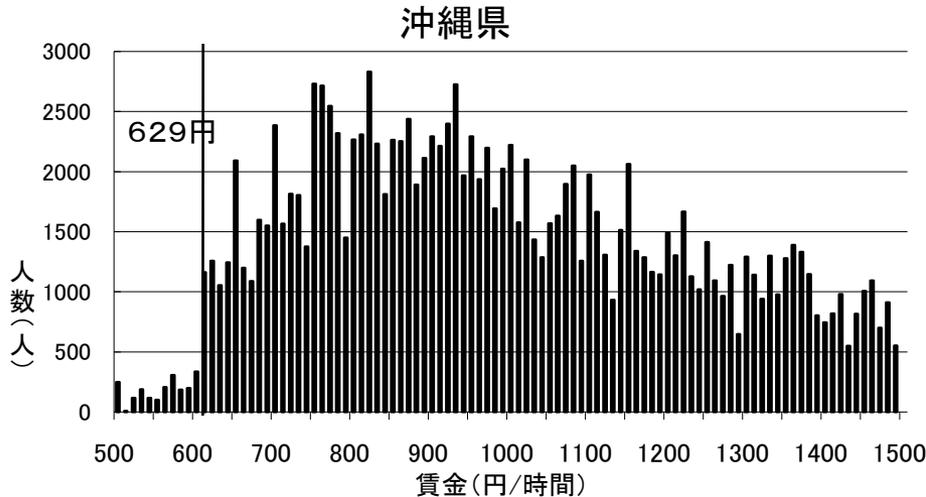
(注2)有効求人倍率については季節調整値であり、平成21年11月分である。

一般労働者の賃金分布

影響率の低い地域(例)



影響率の高い地域(例)

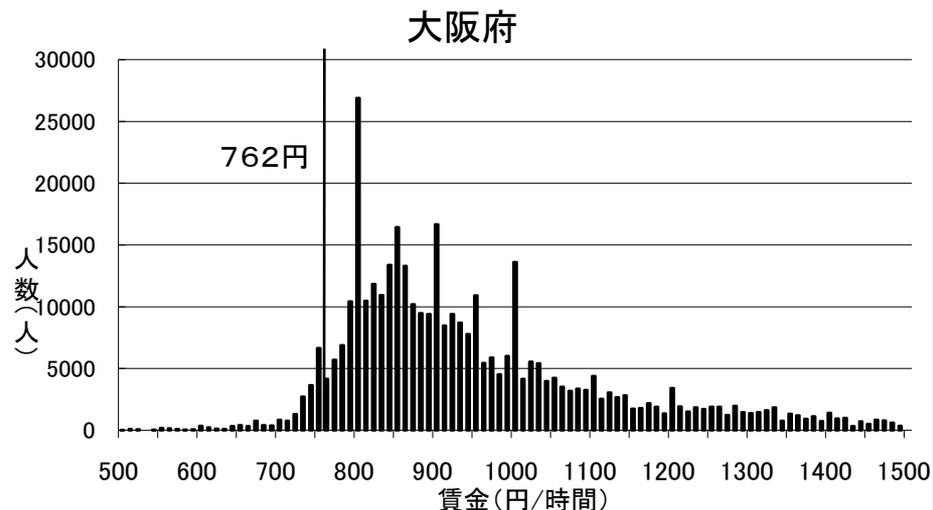
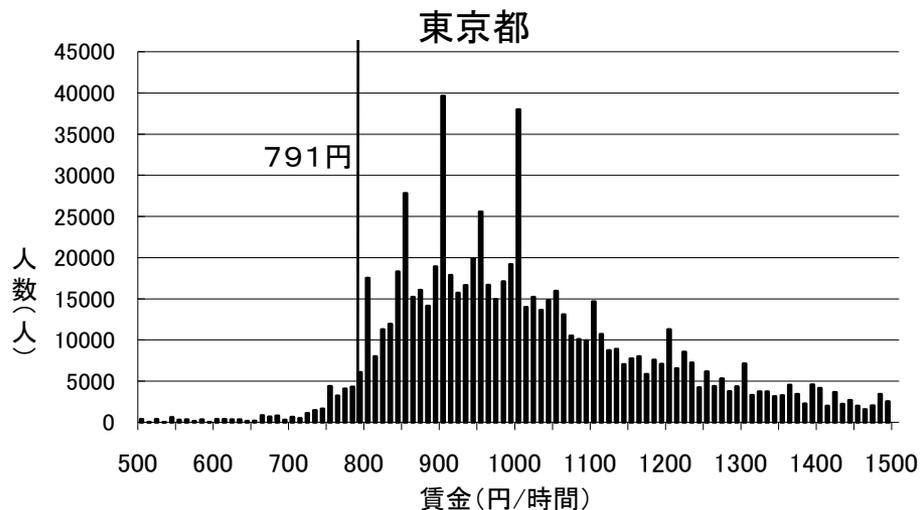


(注1) 厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」特別集計より算出。

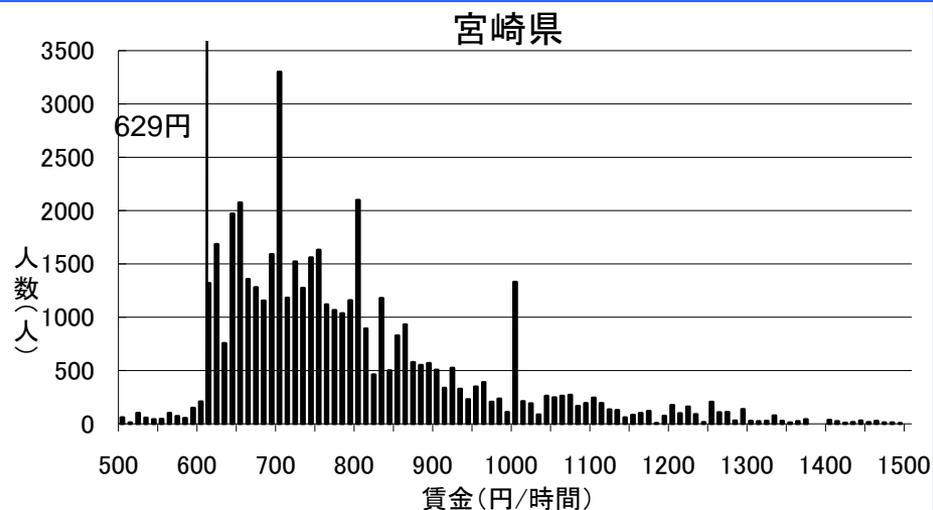
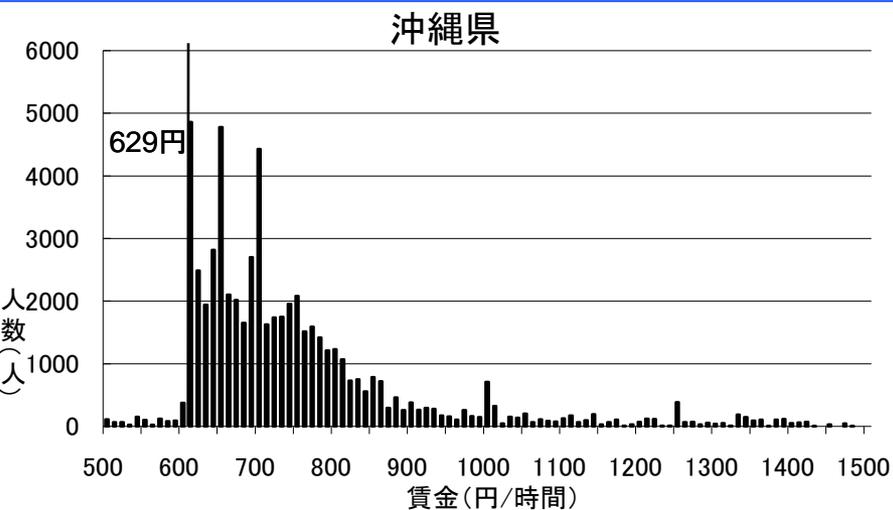
(注2) グラフ内記載の額は平成21年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

短時間労働者(パート等)の賃金分布

影響率の低い地域(例)



影響率の高い地域(例)



(注1) 厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」特別集計より算出。

(注2) グラフ内記載の額は平成21年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

賃金(時間額)が800円未満の労働者数及び割合(業種別)

就業形態計			
順位	業種	人数	影響率
		人	%
1	飲食料品小売業	512,204	31.3
2	一般飲食店	235,569	22.2
3	その他の事業サービス業	208,353	12.7
4	食料品製造業	196,245	22.6
5	その他の小売業	138,568	15.3
6	社会保険・社会福祉・介護事業	87,148	5.7
7	衣服・その他の繊維製品製造業	75,183	43.6
8	各種商品小売業	66,613	12.4
9	医療業	62,342	3.3
10	宿泊業	60,171	16.4

一般労働者			
順位	業種	人数	影響率
		人	%
1	食料品製造業	97,058	16.1
2	飲食料品小売業	80,583	15.4
3	その他の事業サービス業	79,992	7.2
4	衣服・その他の繊維製品製造業	55,422	38.2
5	道路旅客運送業	49,942	13.9
6	社会保険・社会福祉・介護事業	35,640	3.3
7	医療業	34,236	2.2
8	道路貨物運送業	33,460	3.6
9	一般飲食店	27,912	11.0
10	電子部品・デバイス製造業	25,303	5.9

短時間労働者			
順位	業種	人数	影響率
		人	%
1	飲食料品小売業	431,621	38.9
2	一般飲食店	207,657	25.7
3	その他の事業サービス業	128,361	24.4
4	その他の小売業	113,398	22.9
5	食料品製造業	99,187	37.4
6	各種商品小売業	60,756	17.6
7	社会保険・社会福祉・介護事業	51,508	11.9
8	宿泊業	39,340	34.4
9	飲食料品卸売業	32,968	37.8
10	洗濯・理容・美容・浴場業	32,945	41.3

※なお、影響率が50%を超えており、影響人数が多い業種として

- ・「衣服・その他の繊維製品製造業」(19,761人、72.4%)
- ・「電子部品・デバイス製造業」(17,298人、51.2%)

がある。

(注)厚生労働省「平成20年賃金構造基本統計調査」の個票から、独立行政法人労働政策研究・研修機構において独自に集計を行ったもの。

※賃金構造基本統計調査は事業所規模5人以上を対象としており、対象労働者数は約2,900万人(最低賃金が適用となる労働者数は約5,000万人)